

本翻訳はロシア NIS 貿易会監修による仮訳である。
本法はウズベキスタン共和国国家法律データベース(<https://lex.uz/docs/4737514>)より
ダウンロードした露文資料に基づく。

ウズベキスタン共和国法

経済特区について

2019年12月9日に立法院で採択

2019年12月14日に上院で承認

第1章 総則

第1条 本法の目的

本法の目的は、経済特区の機能及び発展分野における諸関係を規制することにある。

第2条 経済特区法

経済特区法は本法及びその他の法令で構成される。

ウズベキスタン共和国法「経済特区について」と異なる規定がウズベキスタン共和国の国際条約によって定められている場合、国際条約の規定が適用される。

第3条 主な用語

本法で使用されている主な用語の定義を以下に示す。

投資プロジェクト — 経済的利益、社会的利益、その他の利益を得るための投資の実施または誘致に向けられた相互に関連した措置を総合したもの

投資家 — 利益を得る目的で自己資金及び（または）借入金またはその他の調達した投資資金を投資対象に投資する投資活動の主体

経済特区 — 然るべき地域を急いで社会経済発展させるための国内外からの投資及びハイテクノロジー、運営ノウハウを誘致する目的で特別に区別された、一定の境界と特別な法制度を持つ区域

特別な法制度 — 経済特区で投資活動及びその他の企業活動を行うための特別な条件を定めた法規範の総体

経済特区入居企業登録簿 — 経済特区入居企業及び投資プロジェクトに関する情報を含んだ情報データベース

経済特区基本計画 — 経済特区管理委員会または工業特区の運用会社によって承認された計画書で、これに基づき経済特区の設計、建設、改築、その他の都市開発事業が行われる

第2章 経済特区の機能及び発展分野における国家規制

第4条 ウズベキスタン共和国閣僚会議の権限

ウズベキスタン共和国閣僚会議は

- 経済特区の機能及び発展の分野で共通した国家政策の実施を確保する

- 経済特区発展プログラムを承認する
- 経済特区の境界を承認する
- 経済特区管理委員会を設置し、その活動を調整、監視、監督する
- 経済特区事務局規約を承認し、その活動を調整、監視、監督する
- 経済特区の機能及び発展の分野における担当国家機関を定め、その活動を監督する
- 投資プロジェクトの適時な実施に対する監督を行う

第5条 経済特区の機能及び発展の分野における担当国家機関

経済特区の機能及び発展の分野における担当国家機関は

- 経済特区の機能及び発展の分野で国家政策を実施する
- 経済特区の機能及び発展の分野で法令案を立案する
- 経済特区の機能効率を評価する方法を立案及び承認する
- 投資プロジェクト実施の各段階で、投資家、経済特区入居企業、然るべき省庁、国家委員会、官庁の連携を手配する
- 現存する官僚障壁の撤廃を含めた、投資プロジェクト実施に関連した組織上の問題の解決に向けた業務を手配する
- 経済特区における投資プロジェクト実施の進捗状況を監視する
- 経済特区入居企業及び事務局の活動の効率性を評価する
- 経済特区の機能及び発展に関するウズベキスタン共和国大統領及びウズベキスタン共和国内閣の決定を履行する
- 経済特区の機能及び発展について、また経済特区管理委員会及び事務局の活動の推進について、提案をウズベキスタン共和国内閣に提出する

第6条 経済特区発展プログラム

経済特区の発展は、以下を含むプログラムに従って実施される。

- 生産インフラの構築
- 工学・通信インフラ及び道路・交通インフラ発展プログラムの確保
- 市場インフラの構築
- 経済特区の機能及び専門分野に応じて国内外から投資を誘致する総合的施策

経済特区発展プログラムの財源は、経済特区の自己資金、民間の資金源、ウズベキスタン共和国国家予算資金、国際金融機関、外国政府系金融機関、法律で禁じられていないその他の資金源によって確保される。

ウズベキスタン共和国国家投資プログラムを策定する際には、経済特区工学・通信インフラ及び道路・交通インフラ発展プログラムの財源確保が考慮されなければならない。

第7条 経済特区域内にある国有財産の管理

経済特区は、使用されていない遊休国有財産、行政地域をベースに、また非農地に設けられる。

民有化の対象外である戦略的国有財産を除き、経済特区域内にある国有財産は、所管する行政機関の決定に基づき、国有資産管理の担当機関との調整の上、経済特区事務局にその業務管理を移管することができる。国有財産は経済特区が機能する全期間において経済特区事務局に業務管理が移管される。

経済特区管理委員会は、「ゼロ」償還価格のものを含め、投資義務の確約、経済特区域内にある使用されていない遊休国有財産の経済特区入居企業への売却に関する決定を下す権利がある。

農地は、農作物及び薬用植物の栽培のみを目的とした医薬品及び農業分野の経済特区のために例外的に提供することができる。別の機能及び専門分野を有する経済特区には、ウズベキスタン共和国大統領の個別の決定により、農地を提供することができる。

経済特区域内の土地は経済特区事務局の管理下にあり、工業特区を除き、投資協定に従い投資プロジェクトを実施するための経済特区管理委員会の決定に基づいて経済特区入居企業の使用に供することができる。

投資プロジェクトの実施を目的とした土地の提供に関する決定は、経済特区管理委員会の議定書の形で行われ、これと並行して土地の提供に関するカラカルパクスタン共和国閣僚会議議長、然るべき州の知事（ホキム）、タシケント市市長（ホキム）の決定が個別に下される。なおこの手順は、工業特区域内の土地の提供には適用されない。

経済特区入居企業への土地割当は拒否できない。

経済特区域内での都市整備事業は承認された経済特区基本計画に従って実施される。

第8条 経済特区における官民パートナーシップ

経済特区における官民パートナーシップはウズベキスタン共和国法「官民パートナーシップについて」に従い実施される。

第3章 経済特区の種類とその活動方法

第9条 経済特区の種類

経済特区は以下の形式で設けることができる。

- 自由経済区域
- 科学技術特区
- 観光レクリエーション区域
- 自由貿易区域
- 工業特区

第10条 自由経済区域

自由経済区域とは、新たな生産施設の建設や先端技術生産の開発、近代的で競争力があり、輸入代替かつ輸出指向型の完成品の工業製品生産習得への積極的な引き入れ、また生産インフラ、工学・通信インフラ、道路・交通インフラ、社会インフラ、ロジスティクスサービス発展の確保を目的とした区域のことである。

第11条 科学技術特区

科学技術特区とは、イノベーション・インフラの発展を目的として、学術機関及びその他の学術関係機関（テクノパーク、テクノロジー普及（技術移転）センター、イノベーション・クラスター、ベンチャー基金、ビジネス・インキュベーターなど）が集中した区域のことである。

第12条 観光レクリエーション区域

観光レクリエーション区域とは、最新式の観光インフラ施設（複合型ホテル、文化健康施設、ショッピングモール、その他の旅行施設）および旅行者へのサービスに必要な条件を備えた特別な機能を持ち、季節に応じたレクリエーション休暇地帯を建設する投資プロジェクトを実現するために設けられる区域のことである。

第13条 自由貿易区域

自由貿易区には、委託倉庫、特別な通関制度及び税制が設定された区域、また商品を加工、包装、仕分け、保管するためのエリアが含まれる。

自由貿易区は、国境に面した場所、空港、鉄道ジャンクション、ウズベキスタン共和国のその他の関税領域に設けられる。

第 14 条 工業特区

工業特区とは、特別な運営体制、経済活動、財務活動が導入された区域のことである。工業特区にはサービス区域と生産区域が含まれ、これらは必要な管理インフラ、科学技術インフラ、生産インフラ、工学・通信インフラ、道路・交通インフラ、社会インフラを整備するため土地を割り当てることによって形成される。

経済特区を機能させる規則及び手順はウズベキスタン閣僚会議によって承認される。

第 4 章 経済特区で実施するために提案される投資プロジェクトに関する要求事項

第 15 条 経済特区で実施するために提案される投資プロジェクトに関する一般要求事項

経済特区で実施するために提案される投資プロジェクトに関する一般要求事項には以下が該当する。

- 建築物及び建設、技術規制、エコロジー及び環境保護、労働安全衛生、産業安全分野の法律の要求事項に適合していること
- 財源が存在すること
- 経済特区の機能及び専門分野に適合していること
- 最新のエネルギー効率要求事項に製造技術及び工程のパラメーターが適合していること

第 16 条 自由経済区域で実施するために提案される投資プロジェクトに関する特別要求事項

経済特区で実施するために提案される投資プロジェクトは、投資申請を提出するまでに、ウズベキスタン共和国で生産されていない新しい種類の製品またはウズベキスタン共和国における生産量が国内市場の需要を満たしていない製品の生産を想定しなければならない。

経済特区で実施するために提案される投資プロジェクトは、上位 4 つの符号のうち 1 つの符号を原料と比較してウズベキスタン共和国対外経済活動商品目録コードに従った最終製品の品目変更、または 30%以上の付加価値製品の増量を想定しなければならない。

経済特区では、競争環境が存在している、国内市場に十分に行き渡っている、または国内市場の需要が満たされている類似品の国内メーカーが存在している製品を生産する投資プロジェクトの実施は認められない。

類似品の国内メーカーのウズベキスタン共和国における不在、生産量の不足、競争環境の水準に関する然るべき担当機関の結論は、後に続く経済特区管理委員会への提出のため経済特区事務局が自ら問い合わせる。

この要求事項は完全な輸出指向の投資プロジェクトには適用されない。

第 17 条 科学技術特区で実施するために提案される投資プロジェクトに関する特別要求事項

科学技術特区で実施するために提案される投資プロジェクトは、以下の要求事項に適合する必要がある。

- 登録された特許権があること
- 生産される製品に科学技術的新規性及びハイテク性があること（特徴として商品は、根本的に新しい、または過去に生産された類似品の特徴と大きく異なっている、または商品の使い勝手が既存の類似品から改善されている、または直接的な類似品がない場合には、商品の競争力を高めるものを含め、質的に新しい使用（機能）特性を有している、または当該品の利用分野を広げることができる商品の新しい使用方法が見つかった）

登録された特許権ならびに生産される製品の科学技術的新規性及びハイテク性の存在に関する然るべき担当機関の結論は、後に続く経済特区管理委員会への提出のため経済特区事務局が自ら問い合わせる。

第 18 条 観光レクリエーション区域で実施するために提案される投資プロジェクトに関する特別要求事項

観光レクリエーション区域で実施するために提案される投資プロジェクトは、旅行産業施設の建設ならびに旅行サービスを手配するときの旅行者の健康保護及び安全性を確保する施策を想定したものでなければならない。これには旅行産業施設へのビデオ監視システムの設置や警告（通知）、非常事態発生時における必要な救助の供与も含まれる。

第 19 条 経済特区で禁じられた行為

経済特区では、以下の行為が禁じられる。

- 環境基準及び労働安全基準を満たしていない生産活動
- 武器及び弾薬の製造、武器及び弾薬の売買
- 核物質及び放射性物質の製造、核物質及び放射性物質の売買
- アルコール製品及びタバコ製品の製造
- 生皮加工、動物の追い込みまたは屠殺
- セメント、コンクリート、セメントクリンカー、レンガ、鉄筋コンクリート板、石炭製品、石灰製品、石膏製品の生産
- あらゆる種類の廃棄物の加工、分解、焼却、ガス化、化学薬品処理、最終及び（または）一時的保管及び（または）埋め立て処分
- 石油精製工場、原子力発電所、核施設、放射線源、また使用済み核燃料、放射性物質及び廃棄物、その他の放射性廃棄物を保管、リサイクル、加工するための設備及び拠点の設置

ウズベキスタン共和国大統領またはウズベキスタン共和国閣僚会議の決定により、経済特区における個別の活動について禁止及び制限を設けることができる。

第 5 章 経済特区の設置、機能期間延長、境界線変更、閉鎖の手順

第 20 条 経済特区の設置、機能期間延長、境界線変更、閉鎖

経済特区は、ウズベキスタン共和国大統領の決定に従い、30 年までの期間で設置される。ウズベキスタン共和国大統領の決定に基づき、ウズベキスタン共和国閣僚会議は経済特区の機能及び発展に関する決定を下す。

経済特区の機能期間延長、境界線変更、閉鎖は、ウズベキスタン共和国大統領の決定に従い実施される。

国家行政機関、カラカルパクスタン共和国閣僚会議、州及びタシケント市の行政府は、経済特区の設置、機能期間延長、境界線変更または早期閉鎖に関する提案を、ウズベキスタン共和国内閣に提出することができる。

ウズベキスタン共和国閣僚会議は、この提案を提出された日から 30 日以内に審査し、承認する場合、これをウズベキスタン共和国大統領府に提出する。

第 21 条 経済特区の設置、機能期間延長、境界線変更または閉鎖のために提出される書類

経済特区の設置に関する提案には、以下を添付する。

- 経済特区の名称、設置期間、設置目的、経済特区の種類、その特別法制度の特徴、機能及び専門分野、総面積、経済特区の境界線、その設置及び発展の方策が記された、経済特区の設置に関するウズベキスタン大統領決定案
- 具体策、その実施に責任を負う者及び組織、また経済特区発展事業の財源が記された、経済特区発展プログラム案
- 経済特区の予定境界線が描かれた地積測量図の写し

- 土地構成、また経済特区の境界線内にある土地の地主及び土地利用者、借地人、土地所有者（これらが存在する場合）の一覧、ならびに経済特区を設置するためカラカルパクスタン共和国閣僚会議、州及びタシケント市の行政府に土地を譲渡するというこれらの者の同意書
- 経済特区の設置の必要性および可能性、その種類を根拠付け、然るべき区域の社会、環境、経済条件および物的資源、人材、供給ライン確保の分析に基づいて立案された事業計画書、また提案される経済特区特別法制度の特性に関する財務・経済的根拠
- 経済特区事務局規約案（事務局が国家機関として創設される場合）

経済特区の機能期間延長に関する提案には、以下を添付する。

- 経済特区の機能期間延長に関するウズベキスタン共和国大統領決定案
- 経済特区の機能期間延長が必要かつ可能であることの根拠

経済特区の境界線変更に関する提案には、以下を添付する。

- 経済特区の境界線変更に関するウズベキスタン共和国大統領決定案
- 経済特区の基本計画案、経済特区の境界線とその変更案が記された地積測量図の写し
- 土地構成、また境界線を変更して経済特区に加えることが提案されている区域にある土地の地主、土地利用者、借地人、土地所有者（これらが存在する場合）の一覧、ならびに経済特区管理委員会に土地を譲渡することに対する、また工業特区の場合には、カラカルパクスタン共和国閣僚会議、州及びタシケント市の行政府に土地を譲渡することに対する、これらの者の同意書
- 経済特区の境界線内に加えることが提案されている区域で既に活動している事業者及び法人の一覧
- 経済特区の境界線から除外することが提案されている区域で活動している経済特区入居企業（これが存在する場合）の一覧
- 経済特区の境界線変更が必要かつ可能であることの根拠

経済特区の早期閉鎖に関する提案には、以下を添付する。

- 経済特区の閉鎖の保障に関する組織的総合施策、また必要に応じ経済特区入居企業への保証及び（または）補償の提供を想定した、経済特区の早期閉鎖に関するウズベキスタン共和国大統領決定案
- 閉鎖委員会の権限及び構成ならびに経済特区の閉鎖手順を定める、ウズベキスタン共和国閣僚会議決定案
- 本法第 22 条第 2 項の第 2 段及び第 6 段に定める根拠により経済特区を早期閉鎖する場合、各人の実施予定投資プロジェクトが記された経済特区入居企業の一覧
- 然るべき行政単位及び共和国全体、経済特区入居企業にとっての経済特区早期閉鎖の理由とそのもたらしうる結果が記された、然るべき区域の社会的、環境的、経済的、その他の条件の詳細な分析、また閉鎖される経済特区の活動機能及び効果の指標に基づいて作成された、経済特区早期閉鎖の必要性及び可能性のフィージビリティスタディ、財務的及び法的な根拠

第 22 条 経済特区を閉鎖するための根拠

経済特区はその設置期間の満了に伴い閉鎖されたものと見なされる。

経済特区を早期閉鎖する決定は、以下の場合に下される。

- 人々の健康及び生命の保護、環境保護、国家安全保障及び国家防衛を確保する上で必要である場合
- 経済特区が設置された日から 1 年間、当該経済特区の入居企業として 1 件の法人も登録されなかった、及び（または）経済特区入居企業が雇用を創出しなかった場合
- 経済特区が設置された日から 6 ヶ月間、当該経済特区入居企業によって投資プロジェクトの実施に向けた活動が行われなかった場合

- 経済特区入居企業のステータスが失われたため経済特区に経済特区入居企業が存在せず、当該経済特区の最後の入居企業が当該ステータスを失った日から 1 年間、当該区域に経済特区入居企業として登録された法人が 1 件もない場合
- 経済特区の設置に関するウズベキスタン共和国大統領決定で定められた経済特区設置目的の達成が、その他の理由により不可能となった場合

本条第 2 項の第 2 段及び第 6 段に定める根拠により経済特区を早期閉鎖する場合、ウズベキスタン共和国大統領決定に基づき経済特区入居企業に対して当該者が被った損失または逸失利益の保証及び（または）補償が与えられる、またはそれまで有効だった手順に従い提供された減免措置及び優遇措置が維持される。

経済特区の閉鎖に関連した財産及びその他の問題を解決し、経済特区事務局、入居企業、その他の組織及び自然人における関係を調整するため、ウズベキスタン共和国閣僚会議は閉鎖委員会を設置し、その構成及び権限を定め、また経済特区を早期閉鎖する場合にはその閉鎖手順を承認する。

第 6 章 経済特区の運営

第 23 条 経済特区管理委員会

経済特区管理委員会は、現地の然るべき行政機関及びその他の組織の代表者で構成される合議体であり、カラカルパクスタン共和国閣僚会議議長、然るべき州の知事（ホキム）、タシケント市の市長（ホキム）がその議長となる。

経済特区管理委員会は

- 経済特区の機能、特別法制度の遵守、経済特区入居企業への支援に関連した問題について、現地の行政機関の業務を調整する
- 経済特区で実施される投資プロジェクトを選定する
- 投資プロジェクト実施のため経済特区入居企業に土地を提供する決定を下す
- 経済特区の工学・通信インフラ及び道路・交通インフラ建設計画の迅速な実施の手配をする
- 経済特区事務局の年度収支見積書を審査及び承認する

経済特区管理委員会がその権限の範囲で下した決定を、経済特区事務局及び入居企業は履行しなければならない。

第 24 条 経済特区事務局

経済特区事務局は、経済特区の機能及び運営を確保するために設立される国営単一企業形態の法人である。

経済特区事務局は

- 経済特区における特別法制度の効力を確保する
- 「ワン・ウィンドウ」の原則に則り、審査及び選定のための投資申請の受理工学・通信インフラ網に接続するのに必要な許可証の発行など、潜在的投資家及び経済特区入居企業との連携を図る
- 投資プロジェクトの実施進捗状況を監視し、また投資協定に定められた経済特区入居企業の義務の履行状況を管理する
- 経済特区発展プログラムの実施を確保する
- 経済特区入居企業の登録簿を作成する
- 環境管理に関する、また文化遺産の保護及び使用に関する法律の経済特区における遵守状況を監視するよう手配する

- 経済特区入居企業との契約に基づいた国内外市場への製品販売促進サービス、またマーケティング・サービスを提供する
- 経済特区に投資家を誘致する施策を講じる
- 国家機関及びその他の組織の代表者との会合を手配するなど、経済特区入居企業及び投資家への情報支援を確保する
- 経済特区域内にある土地、建物、構造物を、経済特区入居企業が所有、使用、賃借できるよう手配する
- 官民パートナーシップ・プロジェクトに参加する

経済特区事務局を率いる長は、経済特区を機能及び発展させる分野の担当国家機関との間で調整された経済特区管理委員会の推挙に基づきウズベキスタン共和国閣僚会議が任命及び解任する。この手続は工業特区には適用されない。

事務局は法律に従って行われている経済特区入居企業の活動に介入することができない。

第 25 条 経済特区の運営

経済特区の運営は、本法で定められた経済特区事務局及び管理委員会の権限を分与された経済特区運営会社が実施する。

経済特区運営会社は、外国投資家の参加も含めた、株式会社または有限責任会社の形態で設立される法人である。

経済特区の運営における主な条件は

- 賃借権を含めた土地の経済特区入居企業への提供及び投資プロジェクトの配分の問題について自主的に決定を下すこと
- 施設を建設する際に国際基準及び要求事項を適用すること
- 工学・通信インフラ及び社会インフラを自主的に整備すること
- 経済特区入居企業と経済特区運営会社の間で締結された単一契約に基づき提供された公共サービス、通信サービス、エネルギー資源の登録及び相互決済を実施すること
- 「ワン・ウィンドウ」の原則に則り、経済特区基本計画に従った建物及び構造物の設計、建設、運用、使用、また土地の使用などに関する許可証及びライセンスの交付を手配すること

経済特区の機能及び発展分野の担当国家機関は、経済特区運営会社の業務を調整及び監督すると共に、そのすべての業務及び取引を調べ、また然るべき決定を下す権利を有する。

経済特区運営会社の財務報告書及びこれに関連した財務情報は、年次強制監査の対象となる。監査報告書及び監査意見は、経済特区の機能及び発展分野の担当国家機関に必ず提出されなければならない。

第 7 章 投資申請の提出及び審査の手順

第 26 条 投資申請の提出手順

投資申請は投資家が経済特区事務局に提出する。投資申請の書式はウズベキスタン共和国内閣閣僚会議が承認する。

投資申請には以下が添付される。

- 法人の定款及び法人の国家登記証明書の写し（投資家が法人である場合）
- 身分証明書の写し（投資家が自然人である場合）
- 投資プロジェクトのフィージビリティスタディまたは事業計画
- 投資協定案

投資申請には法人の納税者番号を記し、外国法人の場合は、然るべき外国の法律に従い、納税者番号に類するものを記す。

外国法人は、外国法人が外国の法律に従った法人であることを証明する本条第 2 項の第 2 段に記した認証された書類に公用語及び英語の公証翻訳文を添えて提出する。

以下の場合には、外国法人が提出した書類の認証が求められない。

- 本条第 2 項の第 2 段に記した書類にアポステイーユが付いている
- ウズベキスタン共和国の国際条約では、締約国の 1 つにおいて機関または特別にその代理人によってこれらの職権の範囲内で所定の書式に従い作成または証明された書類は、他の締約国でも何かしらの特別な証明なしで受け入れられると定められている

第 27 条 経済特区管理委員会による審査に向けた投資申請の準備

経済特区事務局に提出された投資申請は同日に登録され、また営業時間以降に提出された場合は翌営業日に登録される。

経済特区事務局は投資申請及びその添付書類を 2 営業日以内に審査する。書類が経済特区法の要求事項に適合していない場合、返却事由の説明を添えて書類一式が返却される。返却の根拠となった原因が取り除かれた後、経済特区事務局に投資申請を再提出することができる。

不備がなければ、投資申請及びその添付書類は審査を受けるため経済特区事務局によって審査を実施する国家行政機関（以下「審査機関」という）に送付される。

審査の実施期間は 20 営業日とする。審査の過程で投資プロジェクト実施の経済的妥当性またこれが本法第 15 条～第 19 条に定める要求事項に適合しているかが判断される。

審査の結果に応じて、投資申請及びその添付書類は手直しのため、返却事由の説明を添えて、審査機関から経済特区事務局に返却されることがある。返却の根拠となった原因が投資家によって取り除かれた後、手直しされた書類は再審査実施のため経済特区事務局によって送付される。

投資申請及びその添付書類の再審査実施期間は 10 営業日とする。このとき先に審査が実施された書類に対して新たな指摘をすることは認められない。

投資申請及びその添付書類は審査機関の結論と共に、2 営業日以内に経済特区事務局によって経済特区管理委員会に審査のため送られる。

本条の効力は工業特区で実施するために提案される投資プロジェクトには適用されない。この場合の投資申請及びその添付書類の審査は、ウズベキスタン共和国閣僚会議が定める手順に従い経済特区運営会社によって自主的に実施される。

第 28 条 経済特区管理委員会による投資申請の審査

経済特区管理委員会は、審査機関の肯定的結論が存在する場合に限り、投資申請及びその添付書類の審査に着手する。

投資申請は、経済特区事務局がこれを提出した日から 5 営業日以内に、経済特区管理委員会によって審査される。

投資申請を確認する過程で経済特区管理委員会は、投資プロジェクトに変更（追加）を加えるよう投資家に提案することができる。このとき経済特区管理委員会の提案はその決定に反映される。経済特区管理委員会から提案された変更（追加）に投資家が同意しない場合、投資家が加わった投資申請の再検討が行われる。

経済特区管理委員会が投資プロジェクトの実施または実施不適當の決定を下す。決定は経済特区管理委員会メンバー総数の多数決で下される。

経済特区管理委員会の決定は議定書として作成され、これに経済特区事務局長及び経済特区管理委員会メンバーが署名し、経済特区管理委員会議長によって承認される。

投資プロジェクトを実施するため経済特区入居企業に土地を提供するという決定が下された場合、経済特区管理委員会の決定に従い議定書が承認された時点から 1 日以内に、カラカルパクスタン共和国閣僚会議議長、然るべき州の知事（ホキム）またはタシケント市の市長（ホキム）によって土地の提供に関する決定が下される。

経済特区事務局は、議定書の抄本及び土地の提供に関する決定の写し（こうした決定がある場合）を、議定書が承認された日から 1 営業日以内に、投資申請を提出した投資家に送付する。

経済特区における投資プロジェクト実施に関する経済特区管理委員会の決定は、以下を行うための根拠となる。

- 投資協定の締結
- 総面積及び所在地が確定した、土地または遊休（使用されていない）建物の提供

提出された書類に虚偽または歪曲された情報が見つかった場合、経済特区管理委員会は投資申請の審査を停止し、投資申請は返却事由の説明を添えて投資家に返却される。

投資家による投資申請の提出、経済特区事務局及び管理委員会によるその審査は、電子形式で行うことができる。

管理委員会メンバー及び経済特区事務局長には、投資申請及びその添付書類の審査に際して与えられた職務を遂行する過程で知り得た情報について秘密を保持する義務がある。

投資プロジェクトの実施は不相当であるとする経済特区管理委員会の決定及び（または）審査機関の結論に対して、投資申請を提出した投資家は法律の規定に従い不服申立てをすることができる。

第 8 章 経済特区入居企業

第 29 条 経済特区入居企業のステータスの獲得

投資家は投資プロジェクトを実施するため、投資プロジェクトの実施が妥当であるという管理委員会の決定を受けてから 5 営業日以内に、投資家により法人として設立される事業者を国家登記するための、または過去に投資家によって設立された事業者を再登記するための書類を、経済特区がある場所の登記機関に提出する。

法人は、投資協定が調印され、経済特区入居企業登録簿に記載されることにより、経済特区入居企業のステータスを獲得する。

経済特区入居企業登録簿に記載されるため、投資家によって設立された法人は、法人国家登記証明書の写し及びウズベキスタン共和国閣僚会議が定める金額の経済特区入居企業登録簿記載料を納めたことを裏付ける書類を、経済特区事務局に提出する。

経済特区事務局は、本条第 3 項に示した書類を受け取った日から 2 営業日以内に、経済特区入居企業登録簿に法人を記載し、ウズベキスタン共和国閣僚会議が承認した書式による経済特区入居企業証明書を交付する。

経済特区事務局は、経済特区入居企業登録簿に法人を記載してから 1 営業日以内に、このことを然るべき税務署、税関、統計機関に通知する。

第 30 条 経済特区入居企業の権利と義務

経済特区入居企業は以下の権利を有する。

- 経済特区入居企業のために法律で定められた減免措置、優遇措置、法的保護の保証を受ける
- 本法の規定に従い、賃借権によるものを含めて土地、建物、構造物を使用目的で受け取り、生産活動を行うためのインフラ施設を建設する
- 投資協定及び投資プロジェクト実施スケジュールに従い、工学・通信インフラ及び交通インフラを適時に確保するよう経済特区事務局に要求する
- 契約に基づくものを含め、経済特区事務局が経済特区入居企業に提供する全種類のサービスを公平な条件で利用する
- 経済特区基本計画に従い、投資プロジェクトの実施に必要なインフラ施設の建設を自費で行う
- 法律で定められたその他の権利を行使する

経済特区入居企業は以下の義務を負う。

- 法律及び投資協定に定める義務を所定の期限内に履行する
- 法律の要求事項に従う
- 事業計画及び投資協定に基づく義務の履行に関する報告書を経済特区事務局に提出する

投資協定による全ての債務が履行される前に、経済特区入居企業が投資協定に定められた自らの権利及び義務を他の法人に移転することは認められない。

経済特区入居企業は、本法及び他の法令また投資協定に従い、その事業を実施する。

第 31 条 法人による経済特区入居企業のステータスの喪失

以下の場合に法人は経済特区入居企業のステータスを失う。

- 経済特区が閉鎖された場合
- 法人が清算（事業停止）された場合
- 法人の所在地が変更され、新しい所在地が経済特区の域外となった場合
- 投資協定に基づく義務を経済特区入居企業が履行しない場合
- 経済特区入居企業から申請があった場合
- 税金及び関税について同じ減免措置及び優遇措置を受けている経済特区入居企業の間で実施される合併または併合を除き、経済特区入居企業が再編された場合

法人が経済特区入居企業のステータスを失う決定は、経済特区事務局の報告に基づき経済特区管理委員会が下す。

本条第 1 項の第 5 段に定める根拠により法人が経済特区入居企業のステータスを失う決定について、経済特区入居企業は裁判所に不服申立をすることができる。

経済特区管理委員会の決定に従い、経済特区事務局は経済特区入居企業との投資協定を解除し、経済特区入居企業登録簿から当該者を削除する。

経済特区事務局は、経済特区入居企業登録簿から経済特区入居企業を削除した日から 1 営業日以内に、経済特区入居企業のステータスを法人が失うに至った根拠と日付を示して、このことを書面（電子メールを含む）で経済特区入居企業、経済特区管理委員会、税務署、税関、統計機関、また経済特区の機能及び発展分野の担当国家機関、現地の行政機関に通知する。

法人による経済特区入居企業のステータス喪失に伴い、課税減免、関税減免、その他の優遇措置が取り消される。

第 32 条 投資協定に基づく義務が履行されない場合に法人から経済特区入居企業のステータスを剥奪する手順

経済特区入居企業が投資協定に基づく義務を履行しない場合、投資家によって経済特区に設立された法人は、経済特区事務局のイニシアチブにより、経済特区入居企業のステータスを失うことがある。

投資協定に基づく義務を経済特区入居企業が履行していない事実が経済特区事務局によって明らかにされたとき（不可抗力（フォース・マジュール）の発生、また経済特区事務局の過失によるものを除く）、違反及び投資協定に定められた期限内に履行されなかった義務の詳細が記された然るべき文書が作成され、経済特区入居企業及び事務局の代表がこれに署名する。文書には経済特区入居企業が投資協定に基づく債務を履行すべき期限も記される。この期限は 90 日を超えてはならない。

不可抗力の発生が裏付けられた場合、経済特区入居企業と事務局は、不可抗力の発生によって実際に遅れた日数を考慮して、合理的な期限で投資義務の履行を確保するスケジュールを作成する。

投資協定に基づく義務を本条第 2 項及び第 3 項に定める期限内に経済特区入居企業が履行しない場合、事務局は、経済特区管理委員会及び経済特区の機能及び発展分野の担当国家機関と書面で調整した後、経済特区入居企業に書面（電子メールを含む）で当該者の不履行に伴う投資協定の解消を通知する。

もし 10 日以内に経済特区入居企業が投資協定解消の決定を不服として裁判所に訴えなければ、投資協定は一方的に解消されたものと見なされる。

経済特区入居企業が投資協定解消の決定を不服として裁判所に訴えた場合は、投資協定に基づく義務の履行に関連したその後の紛争は裁判によって解決される。

投資協定に基づく義務の不履行に伴い経済特区入居企業のステータスを法人が失った場合、課税減免及び関税減免が取り消され、未納の税金及び関税が全額徴収され、投資プロジェクトを実施するために法人に提供された土地、遊休及び使用されていない国有財産の使用権が取り消される。

第 33 条 経済特区入居企業の申請に基づき経済特区入居企業のステータスを喪失する手順

経済特区入居企業のステータス喪失に関する申請は、経済特区入居企業が経済特区事務局に提出する。経済特区事務局は受け取った申請を 2 営業日以内に経済特区管理委員会に送付する。

経済特区入居企業のステータス喪失に関する申請は、経済特区管理委員会によって 10 日以内に審議され、経済特区事務局に物的損失または財務上の損失を与える徴候が見られる場合には、30 日以内に審議される。

経済特区管理委員会の決定は、経済特区入居企業によって与えられた物的損失または財務上の損失の補償について定めることができ、これには経済特区事務局が裁判に訴える方法によるものも含まれる。

法人による経済特区入居企業のステータスの喪失は、物的損失または財務上の損失を経済特区事務局に与えていないことを条件に、経済特区の域内におけるその事業を停止させるものではなく、また法人に所有権のある財産に対する権利を消滅させるものでもない。このとき当該法人は経済特区入居企業のために提供された特別法制度を利用する権利を失う。

この手順は事業者における工業特区入居企業のステータス喪失には適用されない。

第 9 章 投資協定

第 34 条 投資協定の締結

経済特区事務局は、投資プロジェクトに記された条件、期限、手続きに従い、投資協定を締結する。

投資家が経済特区管理委員会の議定書（抄本）を受け取った日から 3 営業日以内に、投資家と経済特区事務局長は投資協定に調印しなくてはならない。

投資協定は、投資家により設立された法人が経済特区入居企業のステータスを獲得した日をもって発効する。

第 35 条 投資協定の有効期限の延長

経済特区事務局は経済特区入居企業の申請に基づき投資協定を延長することができる。経済特区入居企業は投資協定の有効期限が満了する 1 ヶ月前までに申請書を提出する。

投資協定の有効期限延長に関する経済特区入居企業の申請書には、実施を継続する必要性の根拠が記された、経済特区で実施される投資プロジェクトの事業計画を添付する。

第 36 条 投資協定の解除

以下の場合に投資協定は解除される。

- 投資協定の有効期限が満了したとき
- 法人が経済特区入居企業のステータスを失ったとき
- 経済特区が早期閉鎖されたとき
- 法律または投資協定に定めるその他の場合

第 10 章 経済特区の特別法制度

第 37 条 特別法制度の特徴

経済特区には、特別な通関制度及び税制、国民の出入域及び滞在制度、雇用条件、金融活動、また経済特区における投資誘致、企業活動の振興、社会経済発展に向けられたその他の制度を設けることができる。

特別法制度はウズベキスタン共和国大統領決定または法律によって設定される。

経済特区入居企業に提供される減免措置は、経済特区域内で実施される活動に対してのみ適用される。

経済特区入居企業として登記された外国の投資家は、ウズベキスタン共和国の法律が与える全ての権利、保証、減免措置を利用することができる。

第 38 条 特別通関制度

特別通関制度では以下を定めることができる。

- 関税率の一時的減免
- 輸出入に対する非関税制限の撤廃または緩和

経済特区入居企業が関税減免を適用して輸出入する物品の通関手続きは、法律の規定に従って行われる。

経済特区における特別通関制度の確保は、ウズベキスタン共和国税関によって実施される。

特別通関制度は経済特区を経由する物品のトランジットには適用されない。

特別通関制度は非競争環境を形成するものであってはならない。

第 39 条 課税減免及び関税減免

経済特区入居企業は、ウズベキスタン共和国税法典の規定に従い、税制上の優遇措置を受ける。経済特区入居企業は以下の納付を免除される。

- 共和国内で生産されておらず、建設期間において投資協定に従い投資プロジェクトを実施するために所定の手続きに従い搬入される、建築資材に係る関税（付加価値税及び通関手数料を除く）
- 認証リストに従ってウズベキスタン共和国で同様なものが生産されていない技術設備を搬入する際の関税（通関手数料を除く）

輸出向け製品の生産及び現金化のために使用される原料、資材、部品を、経済特区入居企業がウズベキスタン共和国域内に搬入するとき、関税（通関手数料を除く）は納付されない。

経済特区入居企業は物品を輸入した際に 120 日までの期限で付加価値税の納付猶予を受けることができる。

算入される付加価値税額が算出税額を超過することで発生した付加価値税額は、7 日以内に略式手続で経済特区入居企業に補償される。

納付された付加価値税額は、ウズベキスタン共和国閣僚会議が定める手順に従い、ウズベキスタン共和国国家予算から経済特区入居企業に補償される。

第 40 条 経済特区における雇用関係の規制

経済特区における雇用関係は、ウズベキスタン共和国労働法典、団体協約（労働協約）及び（または）個人労働契約（雇用契約）によって規制される。

団体協約（労働協約）及び（または）個人労働契約（雇用契約）が、ウズベキスタン共和国の法律、またウズベキスタン共和国が加盟している国際労働機関の条約に定める条件と比較して、経済特区に設立される法人の労働者が置かれる状況を悪化させることはできない。

経済特区に設立される法人の総従業員数の 90%以上はウズベキスタン共和国国民で占められなければならない。

第 41 条 経済特区事務局の予算

経済特区事務局は、歳入歳出予算書の形で経済特区管理委員会によって毎年承認される独立した予算を有する。

経済特区事務局の歳入は、経済特区入居企業登録簿記載料の納付、土地の利用提供、経済特区事務局が使用及び管理する建物及び構造物の賃貸、契約に基づく役務の提供から得られる収入、法律で禁じられていないその他の収入源によって構成される。

経済特区の形成段階では、採算が取れるようになるまで、しかし 3 年を超えない範囲で、経済特区事務局を維持するために共和国予算及び地方予算、貸付金、また法律で禁じられていないその他の資金源から、所定の手続きに従い資金を調達することができる。

第 11 章 最終規定

第 42 条 経済特区入居企業の法的保護の保証

経済特区入居企業は、本法及び他の法令、またウズベキスタン共和国の国際条約によって、権利及び利益の保護を保証される。

経済特区入居企業は、税法が改正されたとき、減免措置の有効期限において、しかし 10 年を超えない範囲で、経済特区入居企業登録簿に当該者が記載された日に有効だった税金、賦課金の納付、その他の支払いに関する基準及び規定を、但し物品税対象品の課税を規制する法令の基準及び規定を除き、適用することができる。

経済特区入居企業は輸出入品の代金について本人に都合の良い支払い及び決済の条件及び方法を利用することができる。

法律で規定されている経済特区入居企業に対する全ての保証及び減免措置が経済特区では遵守される。ウズベキスタン共和国大統領決定により追加の保証及び減免措置を定めることができる。

国家機関及びその他の機関または公務員による事業への不当な介入により、損失、逸失利益、精神的苦痛を受けた法人及び自然人は、裁判を通じて補償または賠償を求めることができる。

第 43 条 紛争の解決

経済特区の機能及び発展分野における紛争は法律の規定に従い解決される。

第 44 条 経済特区法に違反した場合の責任

経済特区法の違反者は所定の手続きに従い責任を負う。

第 45 条 ウズベキスタン共和国個別法令の失効

以下は失効する。

- 1) ウズベキスタン共和国法 1996 年 4 月 25 日付第 220-I 号「経済自由区域について」（ウズベキスタン共和国国民議会（オリィ・マジリス）公報、1996 年、№ 5～6、58 頁）
- 2) ウズベキスタン共和国法 2003 年 4 月 25 日付第 482-II 号「ウズベキスタン共和国個別法令の改正及び追加について」第 XV 章（ウズベキスタン共和国国民議会（オリィ・オリィ・マジリス）公報、2003 年、№ 5、67 頁）
- 3) ウズベキスタン共和国法 2005 年 12 月 14 日付第 ZRU-11 号「ウズベキスタン共和国対外経済関係庁のウズベキスタン共和国対外経済関係・投資・貿易省への改組に伴うウズベキスタン共和国個別法令の改正について」第 3 条（ウズベキスタン共和国国民議会（オリィ・マジリス）公報、2005 年、№ 12、410 頁）

- 4) ウズベキスタン共和国法 2006 年 10 月 10 日付第 ZRU-59 号「事業者の財政責任の法的保護及び自由化制度の改善に伴うウズベキスタン共和国個別法令の改正及び追加について」第 11 条（ウズベキスタン共和国国民議会（オリィ・マジリス）公報、2006 年、№ 10、536 頁）
- 5) ウズベキスタン共和国法 2009 年 9 月 23 日付第 ZRU-224 号「ウズベキスタン共和国法『経済自由区域について』の改正及び追加について」（ウズベキスタン共和国国民議会（オリィ・マジリス）公報、2009 年、№ 9、338 号）
- 6) ウズベキスタン共和国法 2015 年 8 月 20 日付第 ZRU-391 号「私的所有及び事業者の保護強化、これらの発展を促すための障壁撤廃を目指した、ウズベキスタン共和国個別法令の改正及び追加について」第 10 条（ウズベキスタン共和国国民議会（オリィ・マジリス）公報、2015 年、№ 8、312 頁）
- 7) ウズベキスタン共和国法 2018 年 4 月 18 日付第 ZRU-476 号「ウズベキスタン共和国個別法令の改正及び追加について」第 20 条（ウズベキスタン共和国国民議会（オリィ・マジリス）公報、2018 年、№ 4、224 頁）

第 46 条 本法の通達ならびに本質及び意義の説明

ウズベキスタン共和国投資・対外貿易省、ウズベキスタン共和国経済産業省、その他の関係機関は、本法の履行し、執行者に通達し、本質及び意味を住民に説明する。

第 47 条 本法に適合した法律制定

ウズベキスタン共和国閣僚会議は

- 本法に従った政府決定を行う
- 本法に矛盾する法令を所管の国家行政機関に見直し及び廃止させる

第 48 条 本法の発効

本法はこれが公布された日から 3 ヶ月後に発効する。

本法が発効する前に経済特区事務局によって登記され、経済特区で投資プロジェクトを実施する経済特区入居企業には、法律で定められた減免措置及び優遇措置がその有効期限まで維持される。

ウズベキスタン共和国大統領 Sh.ミルジヨエフ

タシケント市
2020 年 2 月 17 日
第 ZRU-604 号